○東北地方整備局告示第百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月二十三日

東北地方整備局長　小池　剛

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
木村　勝美、工藤　雅史、山形　惠昭	木村　勝美、工藤　雅史、山形　惠昭

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十八日

四(1)　代表者の氏名の変更

変更前	変更後
原田　邦治	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年六月三十日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
原田　邦治	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年六月三十日

六(1)　代表者の氏名の変更

変更前	変更後
〃	木村　勝美

(2)　変更年月日

平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号十六の項指定をした日欄中「平成二十年八月十一日」を「平成二十五年八月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定した日から五年間」を「平成二十五年八月十一日から五年間」に改める。

○中部地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月二十三日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
下呂市金山町下原町字協和三三五番五から同市金山町中切字下切二一九三番一まで	前	BA 一〇〇・五〇～六〇・〇〇メートル 一〇〇・五〇～六三・五〇〇	BA 一・五二一キロメートル 一・〇八〇
	後	BA 一〇〇・五〇～六〇・〇〇 一〇〇・五〇～五四・一〇〇	BA 一・五二二 一・〇八〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月二十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社京都確認検査機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
多気　衷	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年六月十七日

○近畿地方整備局告示第百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月二十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人なら建築住宅センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域の変更

変更前	変更後
奈良県の全域	奈良県の全域並びに京都府のうち木津川市、相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(2)　変更年月日

平成二十五年八月一日